

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大館市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第24条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 雇用契約による常勤役員については、その任用に該当する就業規則又は給与規程の規定により支給するとともに、その職務を行うために旅行したときは、旅費規程の規定に基づき、旅費を支給する。
- (2) 会長を除く非常勤役員等については、報酬を支給しない。ただし、本会業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。また、その職務を行うために旅行したときは、旅費規程の規定に基づき、旅費を支払うことができる。
- (3) 前号の規定にかかわらず、監事が本会業務のうち、毎年度定時の監査を行うときは別表2の報酬を支給する。
- (4) 会長の報酬は月額40,000円とし、その職務を行うために旅行したときは、旅費規程の規定に基づき、旅費を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する支給は、その任用に該当する就業規則又は給与規程の規定によるものとする。

- 2 会長を除く非常勤役員等については、原則としてその都度現金で支給する。
- 3 会長の報酬の支給日は、職員の例による。
- 4 前項三項の方法によりがたい事情があるときは、支給日を繰上げ又は繰下げて支給日とすることができる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

- ① 会長を除く非常勤役員等の費用弁償額
日当日額 1,000円 と バス運賃相当額

別表2

- ② 監事の報酬額
本会の毎年度定時の監査を行うときの報酬日額 7,000円
ただし、上記の報酬を支給した場合は、別表1の費用弁償のうち日当日額1,000円は支給しない。